

富田林市こどもの権利条例制定に向けた こども WEB アンケート調査の概要

1. 目的

富田林市に在住・在学するこどもは、普段どのようなことを感じながら暮らしているのかこどもの視点で状況把握を行い、条例制定に向けて以下3点を明らかにする。

- ①条例制定をめぐる状況確認
- ②こどもの意見を聴く、こどもの参加する権利の保障
- ③条例制定後の効果検証のための現状把握

2. 実施方法及び対象

実施方法：WEB アンケート（タブレット端末等を活用）

対象数：約 11,000 人

①富田林市内の公立学校に通う小学校4年生～6年生・中学生

市が作成した研修動画を授業で視聴し、こどもの権利を学んだ後にアンケートに回答

②富田林市内の学校に通う私立小中学生、高校生

WEB アンケート依頼文（PDF）を学校から児童生徒に配布し、ホームルーム等に回答

③富田林市在住で富田林市外に通うこどもや高校に在籍していないこども

市広報紙等を活用し、アンケートを実施している旨を周知、WEB より回答

④不登校のこども、障がいのあるこども、社会的養護のもとに暮らすこどもなど

関係団体等への個別ヒアリング時に手法等を個別協議・対応

⑤富田林市内の公立学校に通う小学校1年生～3年生

10月～11月の実施を予定。実施方法等は検討中。

⑥その他

- ・①②の保護者にアンケート調査実施のお知らせを配布（配布方法は各学校と個別協議・対応）
- ・「やさしい日本語版」の調査票を作成

3. 実施時期

- ①中高校生 9月下旬～10月末日
- ②小学校高学年（4年生～6年生） 9月下旬～10月末日
- ③小学校低学年（1年生～3年生） 10月～11月

4. 設問項目（中高校生・小学校高学年）

- 共通項目……………2問
- こどもの権利に関する知識（名称認知）……………1問
- こどもの権利に関する知識（内容認知）……………1問
- こどもの権利に関する態度（課題認識・関心）……………1問
- こどもの権利に関する態度（自己肯定感）……………2問
- こどもの権利に関するスキル（自己主張）……………1問

幸福度.....	1 問	
差別について.....	1 問	
こどもの権利に関するリソース（ネットワーク）	4 問	
家庭、学校生活、地域について.....	9 問	
富田林市独自設問.....	2 問	合計 25 問

5. 結果

報告書作成及び市ウェブサイトでの報告書公開
 報告書の概要版を作成し、学校を通じてこどもへフィードバック
 広報紙に結果の概要を掲載

6. 留意事項(以下8つのポイントを踏まえた調査デザインを採用)

- ①理論的基盤の保持 : 「こどもの状況」を漠然とではなく、一定の理論に基づき、包括性をもって把握するようにする。具体的には「こどもの権利基盤型アプローチ※」とそれを構成する要素がどのような状況にあるのか理解できるように設問を検討する。
- ②先行調査との同一化 : 本市のこどもの現状とその特徴を理解するため、可能な限り全国的な傾向との比較ができるように、最近行われた主要な先行調査の設問との同一化を図る。
- ③評価ニーズへの配慮 : 条例制定後、こどもの権利保障状況を把握する際のベースラインとなるよう、可能な限りこども大綱別紙の指標を考慮する。
- ④調査法上の制約考慮 : 調査者があらかじめ立てた仮説を検証することにとどまるという定量的調査の制約を踏まえ、適宜、「その他」という選択肢を設ける。また、定量的調査（アンケート調査）を、別に実施する定性的調査（ヒアリング）と一体のものとして理解し、多様な調査法を用いて状況や意見を把握・集約する。（なお、子どもの権利条約の差別禁止原則、SDGs 未来都市選定自治体として LNOB 原則（Leave No One Behind:だれ一人取り残さない）を踏まえ、取り残されがちなこどもとは誰かを考え、関係団体と連携した定性的調査（ヒアリング）を行う）
- ⑤人権への配慮 : 子どもの権利条約にある差別禁止原則や、こどもの発達段階を踏まえ、差別を助長するような表現を用いていないか、慎重に検討する。
- ⑥回答者負担の考慮 : 回答時間に配慮し、こどもの状況把握と意見集約に必要な問いに優先順位をつけて絞り込み、実際の問いを設定する。
- ⑦説明責任の担保 : 調査者としての責務を果たすとともに、こどもの参加を促進するサイクルを構築すべく、アンケート調査の一部として、調査結果のフィードバックを行う。
- ⑧他取組の認知拡大 : アンケート調査、こどもワークショップ等、条例制定に向けて行う他の取組の認知を図る貴重な機会としてとらえ、設問にも反映する。

※こどもの権利基盤型アプローチとは…

こどもに関する取組は、こどもの権利の実現のためであり、また、こどもの権利を尊重・保護・充足することこそ、こどもに関する取組を進めるというように、こどもに関する取組にとって、こどもの権利は目的であり、かつ手段であるとする考え方。

国際的には、1990 年代以降、こどもに関する国連機関によって、国内的にも、セーブ・ザ・チルドレン等、多くの市民団体等によって採用され、こうした動きがこども基本法にも反映されている。具体的には、こどもに関する方針や施策を計画・実施・評価する際、こどもを権利の主体ととらえ、こどもの権利に関する 4 つの原則（子どもの最善の利益、差別の禁止、子どもの参加、生存と発達）を踏まえ、①こどものエンパワメント、②おとなの能力強化、③こども・おとなの対話促進を行うことが求められる。